

# 岩手県立高田松原津波復興祈念公園指定管理者募集要項

岩手県県土整備部都市計画課

## 目次

第1	募集内容	
1	対象施設	1
2	指定管理者が行う業務	2
3	業務を行うに当たっての留意事項	3
4	県とのリスク分担	4
5	指定期間	5
6	業務に要する経費等	5
第2	申請に係る事項	
1	指定管理者の申請資格	5
2	申請手続	6
(1)	申請の受付	6
(2)	提出書類	6
(3)	申請に関する留意事項	7
(4)	現地説明会	8
(5)	質問の受付及び回答	8
(6)	提供した資料の取扱い	8
第3	審査及び指定管理者の選考に係る事項	
1	審査の方法	8
2	選定基準及び審査内容	9
第4	指定管理者の指定及び協定締結に関する事項	
1	指定管理者の指定	10
2	指定管理者との協定の締結	10
3	事業評価の実施	10
第5	業務の継続が困難となった場合の措置について	10
第6	問合せ先及び各種書類の提出先	11
第7	参考資料等	11

高田松原津波復興祈念公園は、東日本大震災津波の犠牲者を追悼・鎮魂し、震災の事実と教訓を継承するとともに、まちづくりと一体となった地域の賑わいの再生に資することを目的として、国、岩手県（以下「県」といいます。）、陸前高田市が連携して整備している公園です。公園の整備に当たっては、別紙1「高田松原津波復興祈念公園基本計画」（以下「公園基本計画」といいます。）において、基本理念と基本方針が定められています。（注1）

令和元年9月、当該公園の主要施設である国営追悼・祈念施設の一部、道の駅「高田松原」及び東日本大震災津波伝承館が利用開始となり、それ以外の国営追悼・祈念施設周辺エリアについては本年4月に供用開始し、残るエリアについても令和3年度内の供用開始を予定しています。

県は、当該公園について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」といいます。）第244条の2第3項の規定及び公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年岩手県条例第36号。以下「手続条例」といいます。）に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

（注1）「高田松原津波復興祈念公園基本計画」（抜粋）

**【基本理念】**

奇跡の一本松が残ったこの場所で  
犠牲者への追悼と鎮魂の思いとともに  
震災の教訓とそこからの復興の姿を  
高田松原の再生と重ね合わせ未来に伝えていく

**【基本方針】**

- 1 失われたすべての生命（いのち）の追悼・鎮魂
- 2 東日本大震災の被災の実情と教訓の伝承
- 3 復興への強い意志と力の発信
- 4 三陸地域に育まれた津波防災文化の継承
- 5 公園利用者や市街地の安全の確保
- 6 歴史的風土と自然環境の再生
- 7 市街地の再生と連携したまちの賑わいの創出
- 8 多様な主体の参加・協働と交流

## 第1 募集内容

### 1 対象施設

名称 岩手県立高田松原津波復興祈念公園（以下「公園」といいます。）  
所在地 陸前高田市高田町、気仙町及び米崎町の地内  
面積 50.0ha

（注2）次の施設は、指定管理者が管理する区域から除きます（別図「高田松原津波復興祈念公園 管理区分図」を参照願います。）。

- ・ 国営追悼・祈念施設（奇跡の一本松を含む）
- ・ 道の駅「高田松原」
- ・ 東日本大震災津波伝承館
- ・ 震災遺構（タピック45、気仙中学校、陸前高田ユースホステル、下宿定住促進住宅）
- ・ 公園内の国道及び市道

※今後の整備状況や関係機関との協議状況により、管理区域に変更が生じる場合があります。

## 2 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりです（詳細は別紙2「岩手県立高田松原津波復興祈念公園管理運営業務仕様書」を参照願います。）。

### (1) 公園施設を良好な状態に維持管理すること。

- ア 都市公園法第2条第2項に規定する公園施設（これに附帯する設備及び用具を含む。以下「公園施設」といいます。）について、法令等により義務付けられている点検及び清掃等を行うこと。
- イ 公園施設全般に係る機能及び安全性の日常点検を行うこと。
- ウ 植栽を良好な状態に維持すること。
- エ 公園内の清掃を行うこと。
- オ 軽微な修繕等を行うこと。
- カ 電気料、水道料等光熱水費の支払いを行うこと。

### (2) 公園の適切な利用管理を行うこと。

- ア 地震発生に伴う津波注意報・警報等が発表された場合には利用者の避難誘導をすること。
- イ 大雨等による災害発生時において、利用者の安全確保等の対応を行うこと。
- ウ 公園利用者等に対し、施設的内容及び利用方法等を案内・説明すること。
- エ 公園の広報活動を効果的に行うこと。
- オ 公園利用者等からの苦情又は提言を受け付け、対応すること。
- カ 公園内を巡視し、安全又は効果的な利用について利用者に指導・助言を行うこと。
- キ 事故等の予防に努め、事故等があった場合には負傷者の保護のほか適切な措置等を行うこと。
- ク 利用者数、駐車場利用台数等の各種調査を行うこと。
- ケ 県立都市公園条例（昭和41年岩手県条例第15号。以下「条例」といいます。）第7条第2項に規定する有料公園施設の利用許可又は不許可を行うこと。なお、この許可に伴う利用料金は、指定管理者の収入とします。
- コ 条例第3条第1項で規定する行為の許可又は不許可を、一定の制限のもとに行うこと（同条第4項で規定する条件を付すことを含みます。）。なお、この許可に伴う利用料金は、指定管理者の収入とします。
- サ 上記代行業務の範囲内において、関係機関等との連絡調整を行うこと。

### (3) 関係機関等と連携した管理運営を行うこと。

- ア 高田松原津波復興祈念公園管理運営協議会（注3）（以下「管理運営協議会」といいます。）に参加するなど、関係機関と連携を図りながら管理運営を行うこと。
- イ 公園の管理運営と一緒に取り組む協働グループと連携を図りながら、公園の管理運営における市民協働体制（注4）の充実・発展に資する取組を行うこと。

（注3）公園の維持管理の詳細に関する事項、官民連携を含む運営方策の検討に関する事項を協議し、効率的な管理運営を図ることを目的として、国営追悼・祈念施設、道の駅、県が管理する公園及び東日本大震災津波伝承館の各管理者で構成されています。

（注4）公園基本計画において、公園は多様な主体が計画、整備及び管理運営の各段階で参加・協働できる場とすることを基本方針としていることから、震災の記憶と教訓の伝承、復興の発信、交流の促進、賑わいの創出等、公園に求められる役割を果たすため、市民や市民団体、NPO等との協働による管理・運営体制の段階的な構築を目指しています。（令和3年7月現在、28団体が協働グループとして登録しています。）

(4) その他管理上必要と認める業務を行うこと。

なお、業務の全部を委託することはできません。

業務の一部を委託することは可能ですが、マネジメント及び業務の主たる部分（注5）を委託又は第三者に請け負わせることはできません。

（注5）業務の主たる部分とは、第1の2の(1)の力の業務及び(2)のうちエ及びクを除く業務をいいます。

県と指定管理者の役割分担は、次のとおりです。

項目	内容	県	指定管理者
公園の管理運営	企画調整、利用指導、案内、警備、苦情対応、自然環境保全、利用促進活動等		○
	関係機関と連携した管理運営（管理運営協議会への参加等）	○ (主として)	○
	協働グループと連携した管理運営	○	○ (主として)
	損害保険への加入（注6）		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の住民対応	○	
公園施設の維持管理	植栽管理、清掃、施設の保守点検、設備等の法定点検		○
安全衛生管理			○
物品管理			○
災害時対応	津波注意報・警報等発表時の利用者の避難誘導対応、待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置	○	○ (主として)
災害復旧	軽微なものを除く。	○	
公園施設の整備、改修		○	

（注6）現在、県が加入している保険内容は次のとおりであり、同水準以上の保険に加入していただきます（県を追加被保険者とする。こと。）。

- ① 保険の名称 賠償責任保険
- ② 保険内容 対人賠償 1名につき1億円、1事故につき3億円  
対物賠償 1事故につき100万円

### 3 業務を行うに当たっての留意事項

(1) 業務を行うに当たっては、次の事項を遵守していただきます。

- ア 公園基本計画の基本理念、基本方針等を踏まえて管理すること。
- イ 業務遂行に当たっては、関連する法令等（注7）を遵守すること。
- ウ 県民の平等な利用を確保すること。
- エ 都市公園設置の目的を効果的かつ効率的に達成すること。
- オ 指定管理者が提出した管理計画に基づき適正に管理すること。

- カ 利用者のニーズを把握し、サービス向上に努めること。
- キ 地域住民と連携し、地域の振興に配慮すること。
- ク 環境保全に配慮すること。

(注7) 関連する法令等は多岐にわたりますが、主な法令等を例示すると次のとおりです。

地方自治法、地方自治法施行令、地方自治法施行規則  
 都市計画法、都市計画法施行令、都市計画法施行規則  
 都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則  
 県立都市公園条例、県立都市公園条例施行規則  
 公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例  
 労働基準法、浄化槽法、個人情報保護条例、屋外広告物条例 等

(2) 県は、指定管理者に対し、当該施設の適正な管理を期すため、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることがあります(自治法第244条の2第10項)。

#### 4 県とのリスク分担

県と指定管理者のリスク分担は、次のとおりです。

段階	種類	内容	県	指定管理者	
申請	申請コスト	申請費用(プレゼンテーション参加費用を含む。)の負担		○	
準備	資金調達	必要な資金の確保、事務引継を受けるための経費等の準備に要する費用		○	
管理運営	法令等の変更	施設の管理及び運営そのものに影響を及ぼす法令等の変更	○		
		指定管理者に影響を及ぼす法令等の変更		○	
	物価変動	指定後のインフレ・デフレ		○	
	金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○	
	施設競合	施設競合による利用者減、収入減		○	
	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況(天候不順による利用者減を含む。)		○	
	不可抗力	県、指定管理者いずれの責めにも帰すことができない自然災害等による業務の変更、中止	協議事項		
	運営費の膨張	県以外の要因による運営費の膨張		○	
	施設・設備の損傷	管理上の瑕疵による施設・機器等の損傷			○
		その他の事由による施設の損傷(軽微なものを除く。)	○		
書類の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○			
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの			○	

段階	種類	内容	県	指定管理者
	賠償責任	本業務における公害、生活環境の阻害等による賠償		○
		管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う利用者への損害		○
		施設の不備による事故及びこれに伴う利用者への損害	協議事項	
	運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休園等に伴う運営リスク		○
		施設、機器等の不備による臨時休園等に伴う運営リスク	協議事項	
	セキュリティ	警備等の不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○	

## 5 指定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とします。

ただし、管理の代行を継続させることが適当でないと思われるときは、この期間内であっても指定を取り消す場合があります。

## 6 業務に要する経費等

有料公園施設等からの利用料金収入及び県からの管理代行料等をもって運営していただきます。

県からの管理代行料は、毎年度予算の範囲内で支払います。

管理代行料の額については、毎年度協定により定めます。

## 第2 申請に係る事項

### 1 指定管理者の申請資格

(1) 申請ができる団体は、次のとおりです。

法人その他の団体であること。

ア 申請できる団体は、団体又は複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」といいます。）とし、法人格の有無は問いません。なお、個人での申請はできません。

また、グループで応募する場合は、必ず全体を統括する代表団体を定めてください。

イ 単独で申請している団体は、他のグループの構成団体となって申請することはできません。

ウ グループで申請している団体の構成団体は、他のグループの構成団体となって申請することはできません。

(2) 県内に事業所又は営業所を有すること（設置予定を含む。）。

(3) 申請団体又はグループの構成団体が、次のいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する者であること。

- イ 県から指名停止措置を受けている団体
  - ウ 税を滞納している団体
  - エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく再生手続を行っている団体
- (4) 申請団体又はグループの構成団体の役員に、次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
- ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
- なお、グループ申請の場合、県が申請を受理した後に代表団体及び構成団体を変更することは、原則としてできません。

## 2 申請手続

### (1) 申請の受付

#### ア 受付期間

令和 3 年 7 月 27 日（火）午前 9 時から令和 3 年 9 月 14 日（火）午後 5 時まで（土、日、祝日を除く。）

#### イ 提出先

岩手県県土整備部都市計画課

（注 8）郵送による申請も受け付けますが、書留としてください。なお、必着とします。

（注 9）電子メール、ファクシミリ等による提出は受け付けません。

#### ウ 提出部数

正本 1 部、副本 6 部

（注 10）副本の添付書類は、すべて写しで差し支えありません（原本証明は不要です。）。

### (2) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出していただきます（※はグループで応募する場合のみ必要）。また、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

#### ア 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）

#### イ 団体概要書（様式第 2 号）

#### ウ 主要業務実績一覧（様式第 3 号）

#### ※エ 共同体結成届出書（様式第 4 号）

#### ※オ 共同体協定書（様式は任意）

#### ※カ 委任状（様式第 5 号）

#### キ 公園管理の方針及び申請団体の概要について（様式第 6 号）

#### ク 収支計画書（様式第 7 号）

#### ケ 収支計画の考え方（様式第 7 号別紙）

#### コ 人員配置計画書（様式第 8 号）

#### サ 利用促進及び施設管理計画について（様式第 9 号）

#### シ 再委託予定調書（様式第 10 号）

#### ス 災害時・緊急時の対応（様式第 11 号）

#### セ 情報公開及び個人情報保護の取扱いについて（様式第 12 号）

#### ソ 誓約書（様式第 13 号）



また、次の書類を添付していただきます。

- ① 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類
- ② 役員名簿
- ③ 法人にあっては登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、代表者の住民票の写し）
- ④ 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（財務諸表については過去3ヵ年分）
- ⑤ 国税、県税の未納がないことの証明書

(3) 申請に関する留意事項

ア 申請書作成に当たっての留意事項

- (ア) 申請書等の様式は定められた様式によるとともに、それぞれの様式に記載されている注書の指示に従って作成してください。
- (イ) 事業計画書等に用いる言語、通貨、単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。
- (ウ) 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは、原則として認めません。

イ 失格又は無効

次に掲げる場合に該当したときは、当該申請は失格又は無効となることがあります。

- (ア) 提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
- (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (ウ) 申請書類に虚偽の記載があったとき。
- (エ) 複数の事業計画書を提出したとき。
- (オ) 県立都市公園指定管理者選考委員会の委員又は本件業務に従事する本県職員に対し、本件申請について不正な接触の事実が認められたとき。
- (カ) 申請資格を有していないことが判明したとき。
- (キ) 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
- (ク) 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことについてふさわしくないと県が認めたとき。
- (ケ) その他不正な行為があったと県が認めたとき。

ウ 申請書類の取扱い

(ア) 著作権

県が提示する設計図書等の著作権は県及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します。なお、本件指定に関係して公表する場合その他県が必要と認めるときは、県は提出書類の全部又は一部を無償で使用するものとします。

(イ) 特許権

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

(ウ) 返却等

提出された書類は返却いたしません。

エ 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退するときは、辞退届（様式は任意）を提出してください。

オ 提案する額について

募集に当たり、県からの管理代行料について各年度の上限額は設定しませんが、令和4年度から令和6年度までの県の支出額が115,262千円を上回る提案については、第2次審査の対象外となります。

(4) 現地説明会

現地説明会を次のとおり開催しますので、参加を希望される方は、申込書（様式第 15 号）に記入のうえ、電子メール又はファクシミリのいずれかの方法により、県土整備部都市計画課あてお申し込みください。

日 時 令和 3 年 8 月 20 日（金）13 時 30 分から  
集合場所 道の駅「高田松原」エントランス総合受付前

※ 申込期限 令和 3 年 8 月 11 日（水）

各現地説明会における参加者は、1 団体当たり 2 名以内としてください。また、共同体での申請を予定している場合は、各団体から 1 名としてください。

(5) 質問の受付及び回答

募集要項等に関する質問は、次のとおり受け付け、回答します。

ア 質問の受付期間

令和 3 年 7 月 27 日（火）午前 9 時から令和 3 年 9 月 7 日（火）午後 5 時まで

イ 質問の受付方法

質問書（様式第 14 号）に記入のうえ、電子メール又はファクシミリのいずれかの方法により、県土整備部都市計画課あて送信してください（記載漏れ又は申請資格のない方からの質問にはお答えできない場合があります。）。

ウ 回答方法

回答は電子メール又はファクシミリにより質問者あて直接回答するとともに、質問者の独自のノウハウに係る事項を除き、県土整備部都市計画課のホームページで公開します。

(6) 提供した資料の取扱い

県が提供した資料等を本件の申請以外の目的のために使用することを禁じます。

### 第 3 審査及び指定管理者の選考に係る事項

#### 1 審査の方法

指定管理者の指定に当たっては、県立都市公園指定管理者選考委員会において次のとおり審査を行い、指定管理者として指定する団体の交渉順位を決定します。

(1) 第 1 次審査（書類審査）

提出された書類に基づき審査を行い、第 2 次審査を行う団体を選定します。

なお、第 2 次審査の実施日時は、9 月中旬に通知します。

また、収支計画書において、令和 4 年度から令和 6 年度までの県の総支出額が上記第 2 の 2 (3) オの金額を上回る提案を行った申請者は、第 1 次審査を不通過とします。

(2) 第 2 次審査（プレゼンテーション）

第 1 次審査通過者は、9 月下旬～10 月上旬に第 2 次審査を行います。第 2 次審査は、提出された書類及び申請団体からのプレゼンテーションにより行います。プレゼンテーションは、1 団体当たり 30 分（説明 15 分、質疑 15 分）を予定しています。

第 2 次審査の結果は 10 月中旬までに通知する予定です。

## 2 選定基準及び審査内容

指定管理者を選考する際の選定基準、審査内容及び配点は次のとおりです。

	選定基準	審査項目	審査内容	配点
第1次審査	1 県民の平等な利用の確保が図られるものであること。 (手続条例 § 3 I)	設置目的の理解	公園管理の基本方針が、公園基本計画の基本理念等を踏まえた内容であり、事業計画が、公園の設置目的を理解した内容となっているか。	15
		平等利用の確保	県民の平等な利用が図られる内容となっているか。	
	2 施設の管理を適正かつ確実に実施する能力を有していること。 (手続条例 § 3 III)	収支計画	収入、支出の積算が妥当であり、管理計画との整合性は図られているか。	30
		経営基盤	経営基盤が安定しており、事業計画書に沿った管理を行う能力を有しているか。	
		実施体制及び経験実績	公園の機能を十分に発揮できる管理運営を行うことができる職員構成、職員数であるか。	
			公園管理業務に関する知識と経験を有した職員を配置する計画となっているか。 公園施設又はこれに類する施設における良好な管理運営を行った実績を有し、公園管理に関する知識を十分に有しているか。	
第2次審査	3 設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。(手続条例 § 3 II)	運営計画の具体性	目標又は目標達成基準が具体的にあげられ、目標実現の道筋が明らかであるか。	45
		利用促進のための計画	公園の利用促進に向け、関係機関との連携を踏まえた適切な計画を有しているか。	
			協働グループと連携し、市民協働体制の充実・発展に資する内容となっているか。	
		サービス向上のための計画	利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。(注 11)	
	利用者等からのクレーム対応は適切か。			
	施設管理の手法	良好かつ適切に維持管理を行う内容となっているか。		
		効率的に管理運営し、経費の節減に取り組む内容となっているか。		
		環境に配慮した管理運営となっているか。		
4 その他(手続条例 § 3 IV)	災害対応及び情報管理	災害時その他緊急時の危機管理体制及び津波注意報・警報等発表時の利用者の避難誘導体制が確立されているか。	10	
		情報公開及び個人情報保護対策は万全か。		
合 計			100	

(注 11) 「サービス向上のための計画」においては、利用者のニーズに応じた柔軟な運用や、他の民間事業者等が開催するイベントの受け入れについて、積極的な対応を行う意向があるか、また対応が可能かどうかとも評価対象となります。

#### 第4 指定管理者の指定及び協定締結に関する事項

##### 1 指定管理者の指定

県は、委員会の審査結果を受け、順位の最も上位の者と細目協議を行います。協議が整わない場合は、次順位の団体と協議を行います。

協議が整った者を候補者として選定します。

指定管理者の指定は、自治法第244条の2第6項の規定に基づく県議会の議決後となります。

なお、県議会への提案は、令和3年12月議会を予定しています。

##### 2 指定管理者との協定の締結

指定管理者の指定は行政処分であり私法上の契約ではありませんが、細目協議の内容を踏まえ、次のような内容について協定を締結します。なお、協定の締結時期は、令和4年度当初予算の成立後となります。

- (1) 協定の期間（令和4年4月1日から令和7年3月31日まで）
- (2) 管理に要する経費の額及び支払い方法について
- (3) 情報公開及び個人情報の保護について
- (4) 指定の取消し等について
- (5) 指定管理者と県の責任分担について
- (6) 損害賠償及び原状回復について
- (7) 事業計画書及び事業報告書について
- (8) その他必要な事項

##### 3 事業評価の実施

指定管理者は、県に対し協定に基づき毎年度業務実績の報告を行います（このほか管理等業務仕様書で定める毎月の報告事項があります。）。

また、県は、報告に基づき事業実績の評価を行う予定です。

#### 第5 業務の継続が困難となった場合の措置について

指定期間内に業務の継続が困難となった場合、県は次のとおり措置します。

なお、この場合、指定管理者は次の指定管理者が円滑かつ支障なく管理業務を遂行できるよう、引継を行わなければなりません。

##### 1 指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合

県は、指定管理者が指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります（自治法第244条の2第11項）。

また、指定管理者の経営状況が著しく悪化している等適正な管理に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、指定を取り消すなどの措置を取ることがあります。

これらにより県が被った損害について、指定管理者は賠償するものとします。

##### 2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等県及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合、業務の継続の可否について協議するものとします。

## 第6 お問い合わせ先及び書類の提出先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号  
 岩手県県土整備部都市計画課 管理開発担当  
 電話(019)629-5887 Fax(019)629-9137  
 電子メールアドレス AG0007@pref.iwate.jp

## 第7 参考資料等

### 【別紙】

資料	内容
別紙1	高田松原津波復興祈念公園基本計画
別紙2	岩手県立高田松原津波復興祈念公園管理運営業務仕様書
別記1	施設等一覧表
	参考図 高田松原津波復興祈念公園 エリア別図面
別記2	施設点検要領
	付表 公園施設点検簿
別記3	施設修繕内訳
別記4	清掃業務実施要領
	付表 清掃業務基準明細書
	参考図 園路広場清掃面積
別記5	植栽管理基準
	付表 植栽管理基準内訳書
	参考図 芝生面積・樹木本数
別記6	高田松原津波復興祈念公園安全管理マニュアル〔地震津波編〕〔風水害・火災編〕
様式第1	管理日誌
様式第2	公園施設破損等報告書
様式第3	有料公園施設利用台帳（ 年 月分）
様式第4	行為許可記録簿（ 年度）
様式第5	事故報告書
様式第6	岩手県立高田松原津波復興祈念公園の管理運営状況（令和 年 月分）について

### 【別図】

資料	内容
別図	高田松原津波復興祈念公園 管理区分図

### 【参考資料】

資料	内容
参考資料1	協働グループの取組について
参考資料2	備品の貸与について
参考資料3	有料公園施設の利用料金について